情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律案 新旧対照条文 目次

傍
線
部
分
は
改
正
部
分
$\overline{}$

(削る)	(削る)	(削る) (削る) (電波利用料の徴収等)	2 (略)	(財務諸表等の備付け及び閲覧等)  (財務諸表等の備付け及び閲覧等)	改正案
いて「納付事務」という。)を適正かつ確実に実施すること電波利用料の納付に関する事務(以下この項及び第三十五項に関する規定を適用する。	付した日に当該電波利用料の納付があつたものとみなして、延滞とする電波利用料の額に相当する金銭を交付したときは、当該交置。 電波利用料を納付しようとする者が、納付受託者に納付しよう委託することができる。	める金額以下である場合には、納付受託者(第料を納付しようとする者は、その電波利用料の)(略)	2 (略)	等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければない。 、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支 が記録を含む。次項及び第百十六条第二十号において「財務諸表 の用に供されるものをいう。以下この条及び第百三条の二第三十 の用に供されるものをいう。以下この条及び第百三条の二第三十 の用に供されるものをいう。以下この条及び第百三条の二第三十 の用に供されるものをいう。以下この条及び第百三条の二第三十 の用に供されるものをいう。以下この条及び第百三条の二第三十 の用に供されるものをいう。以下この条及び第百三条の二第三十 の用に供されるものをいう。以下この条及び指益計算書又は収支 の計算書がで のが、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	現

34 総務大臣は、第三十一項の規定により納付受託者が納付すべきでよる委託をした者から徴収することができない。 による委託をした者から徴収することができない。 による委託をした者から徴収することができない。 による委託をした者から徴収することができない。 による委託をした者から徴収することができない。 による委託をした者から徴収することができない。 による委託をした者から徴収することができない。 による委託をした者から徴収することができない。 による委託をした者から徴収することができない。 による委託をした者がら徴収することができない。 は、	に基づき当該電第二十五項の規 を受けた年月日 を受けた年月日	25 解析受訊者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しよっとするときは、あらかじめ、その旨を総務大臣に届け出なければならない。  「に係る事項を公示しなければならない。  「に係る事項を公示しなければならない。  「に係る事項を公示しなければならない。  「とするときは、第二十五項の規定による届出があつたときは、当該届出びようとするときは、前項の規定による届出があつたときは、当該届出びようとするときは、あらかじめ、その旨を総務大臣に届け出なけれている。	できると認められる者であり、かつ、政令で定める要できると認められる者であり、かつ、政令で定める要によると認められる者であり、かつ、政令で定める要できると認められる者であり、かつ、政令で定める要できると認められる者であり、かつ、政令で定める要できると認められる者であり、かつ、政令で定める要

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

25						
•	削	削	削	削	削	削
	る	る	る	る	る	る
略)	$\overline{}$	$\sim$	$\overline{}$	$\smile$	$\overline{}$	$\overline{}$

37 36 38 ける当該電磁的記録を含む。 は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合にお 受託者の事務所に立ち入り、 要があると認めるときは、 要があると認めるときは、 け は関係者に質問させることができる。 ところにより、 総務大臣は、 総務大臣は、 れ ばならない。 第二十七項から前項までの規定を施行するため必 第二十七項から前項までの規 納付受託者に対し、 その必要な限度で、 その必要な限度で、 )その他必要な物件を検査させ、 納付受託者の帳簿書類 報告をさせることができる。 定を施行するため必 その職員に、 総務省令で定める (その作成又 納付 又

書を携帯し、 け 第三十七項に規定する権 ればならない 前 項の規定により立入検査を行う職員は かつ、 関係者の 限 請求があるときは、 は 犯罪搜 査 0) そ た 0 め これを提示しな に 身分を示す 認 めら れたも 証 明

39 0) と解してはならない。

40 る。 号 の い 総務大臣 ず れかに該当するときは は、 第二十七 項 0) 規 定 その指定を取り消すことができ による指 定を受け た者 が 次 0 各

第二 0 第三十二 報告をしたとき。 + 七 項又は第三十六項の規定による報告をせず 項に規定する指 定  $\mathcal{O}$ 要件に 該当 なく なったとき。 又は虚

三 載 か つたとき。 せ 第三 ず 十五 若しくは帳簿に虚偽の 項の規定に違 反して、 記載をし 帳簿を備え付け 又は 帳簿を保存しな ず、 帳簿に 記

兀 若しくは忌避し 第三十七項の 若しくは虚偽の陳述をしたとき。 規定による立入り若しくは検査を拒み、 又は同 項の規定による質問に対して陳述をせ 妨げ、

42 41 旨 よつて、 を公示しなければならない。 総務大臣は、 総 務大臣は、 期限を指定して督促しなければならない。 電波利用料を納めない者があるときは、 前項の規定により指定を取 ŋ 消したときは 督促 状に その

26

略

27 限が数 りでない あに 納促 より ると認めら 期に 限の翌年 り計算した延滞の翌日からその電波利用料の象 るとき、 + $\pm$ 納額 を 項 その他総務省令で定めるときは、 徴 付 に  $\mathcal{O}$ 似する。た又は財産業 つき. 規 定 年よ ただし、ただし、ただし、な ŋ 督促をしたとき や日1 むを得り ント まのは、 な 11 で 割 こ事の合そ の情日での

28

(略)

44 `督 税 に あ 納促総 及 ると ょ 期に 係大地合に り限係大地 第四

+

項

 $\mathcal{O}$ 

規

定

に

ょ

ŋ

督

を

L

を限  $\mathcal{O}$ 納ま 務び場めで なに 大 いそ臣 とき督 ける電 次ぐも は、促 前 に 波 国係の 利用  $\mathcal{O}$ 税 る 規 と 滞 電 定 する。 料 納波 に 及 利 ょ 処 び 分 用 る 延 の料 督 滞 例 及 促 金にび を -の よ り 項 け の先取特権の順位は、国より、これを処分する。次項の規定による延滞金受けた者がその指定の期 玉 金 期

43

45 令 付 限が数 第 ŋ で 七 な 認りがいる。認め算翌 11 **心められるとき、** 可算した延滞金な の翌日からその始る電波利用料の短 5 前 れるとき、 項までに を納額 その 規 徴 付 に 収する。 、の他総務省令で宅、ただし、やれ 定 又 2 たするも き年十 兀  $\mathcal{O}$ • え五促 のパ めるときは、 ] むたときいるを得れ 波利用 日までのI トの割合で ない 料 こ事  $\mathcal{O}$ での の情日

 $\bigcirc$ 定 手 十 続 そのか 他電波利用 料 0) 納 付に 0 いの て 必ほ 要な事である。 ず項は、 総 務 省納

 $\bigcirc$ 

改

TF.

案

現

行

特 定 機 器に 係 る 適 合 性 評 価 手 続 0 結 果 0 外 玉 لح 0 相 互. 承 認  $\mathcal{O}$ 実 施 に 関 す る 法 律 平 成 十三 年 法 律 第 百 十 号) 抄 部附 分 則 第 は 改四 条 正

傍 線

関

係

部

分

三評ののをび第年価三三含第三 者同承のと施第に決認は、決三 の 十 項 二 八 、  $++\Xi$ 八第 条 八 条年価  $\equiv$ 含 八 + ++条 条 第 ++ 条  $\mathcal{O}$ 法 手 号 四 の 二 七 律 続 用 八  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 三十 第二 十三 三 条 の第第 条 条 項 第 項第 一 十 二 +のか 第  $\mathcal{O}$ 百 結 兀 兀 七 +第前 章項、 項 規 項項 適 5 \_\_\_ + 果 七 条  $\overline{+}$  $\overline{+}$ 条 及項第第 定  $\mathcal{O}$ に に 用 第 号の 号。 び  $\mathcal{O}$ 六 六 に 外 第 のに お おに 規 三 第 第 第 規 項 項 ょ 玉 + 九 + + 項 11 11 9 項 十 係 定 に に り以 لح て ++ 0) 兀 兀 兀 定 て 八 第 八 11 る  $\mathcal{O}$ 下 八 規 項項項 に お 読  $\mathcal{O}$ 準 準 7 項 九 第 お 第 部 適 より 条の 中項第第 定 に に 並 相 用 用 ま 条 V 11 4 は 項 分 用 一十八条 替えて 項、 て て 六 六 お び 互 す で 0 お 相 す が ょ 適 準 準 Ź 三 に る 0) 項 互 承 第 限 規 項 11 1 同 あ  $\overline{+}$ لح 用 規 る。 ŋ て て 用 用 承 場 場 法 三 定 に に 第 認 並 る の 二 あ 準 準 三 認 ++お お読 さ す す 適  $\mathcal{O}$ 合 合 第 定  $C_{i}$ 第 -八 条 に る 八 ょ 1111 4 用 用 十れる る 用 実 実 及 兀 兀 +合 の条 ŋ 7 替 す す 八 る 場 場 さ 施 施 CK لح 条 第 項 十三第二 八 7 水の二十 第二 合及 はの 滴 準 準 え る る 条 場 合れ 法に 特 あ れ 百 条 お こ」とあ 小の七 合」 ا ا るの号 第三十 用 用 用 7 場 場 0 る 関 定 . ら 三条の二 十け か合っ 十六 合」 民する法 第三十八 兀 び 場 機 0 さ 適 五る す す と、 器 項、 Ź Ź 用 合 中 規 相 は 及 + 1 う。 とあ 八条 第 る場 場 兀 る 定 さ び 互 に 波 第 承 合 合 相 第 同  $\mathcal{O}$ 律 係 第 第 に 第 項 れ 第 法 <u>ニ</u> と 三十 る適 合 認 係  $\mathcal{O}$ 項 玉 及 る 互 る 三 法 は 十 及 第三 承の項 平  $\equiv$ 0) 取 び 場 第 実 る 兀 び 十 四 項十八 認は中三 第 八 扱 相 あ 合 施 第 成 合 八 罰 第 第 七条 十十性条条則及四条 互. る 実 十 法 四条(

八条の: の 十 八 十 条 第 十十三八条  $\equiv$ + 条 条 第 号 四 三  $\mathcal{O}$ 律 続  $\mathcal{O}$ 施 八八 七 及条 十三 三三項十十の 条 項第の第第 第 条条 第 項第 百結  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 四四のか七 八 第 第前 三十  $\overline{+}$ 条 項 規 果 項項適 5 七 \_\_ \_\_\_ 条  $\overline{+}$ 及項第第 の 二 十 条 定 条 \_ に に  $\mathcal{O}$ 用 第 号。 第 に規 に 外 おおに 兀  $\mathcal{O}$ 三十 項第第 規 十三 項 九 三十 第 項 ょ 玉 1 11 0 +項 十 係 定  $\mathcal{O}$ 兀 兀 兀 定 に に り以 لح て て 11 第 八 Ŧī. る  $\mathcal{O}$ 規 に お 読 下の 準 準 て 項 九 八 第 第 項 項 項 お 部適 項第第 ょ 条 定 に に 並 1 4 相 用 用 ま 条 三 項 1 は 分 用 ŋ 7 7 替 0 0 項 六 六 互. す で + 0 び 相 す お お が 準 え 八 ょ に 適 準 る 三 項 承 る 0) 限 規 項 11 11 互 司 第 あ 八条の二 十第 場 法 規 る。 定 ŋ て て 第 用 用 用 て 承 認 場 並 る する 合  $\overline{+}$ 三 さ + お お 読 準 準 す 適 認 合 第 定 び  $\mathcal{O}$ 場 + れる 凣 + 用 用 に 兀 八 ょ 4 用 実 実 及 兀 合 V 11 八条 と +条 の条 ŋ て 7 替 す す る 場 場 さ 施 施び 条 第 項 八 12 の 二 滴 準 え る る 場 合 合れ法に 特あ 第 れ百 条第お  $\mathcal{O}$ 準 第三十 <u>:</u> ك 第二 て 場 場 0 合 5 用 用 用 及 る 関 定 る 三 0) 十け 一条の <u>十</u> と場 合 兀 び の号 さ す す 適 合 す 機  $\mathcal{O}$ 七 Ŧī. る と、 いう。 相互 器 Ź あ Ź 中 規 れ る 用 及 + 合」と、 は 項 然定に係 とあ され るの · 八 条 第 法 場 場 び 兀 る に 波 場合 第三十 第三十 律 係 合 合 相 承 第 第 項 及 第 同 る場 る適 三十 玉 る 法 認 は 及 互 三 + $\mathcal{O}$ 第 伞 項 と 第三 十 四 取 び 承の 第 実 る 兀 び 第三 第三 あ 認は中 三 施 成 合 八 八 罰 項十八 扱 相 合 第 七条 十十性条条則及四条 る 実 +法 互. 四条(

用

さ

る

第三十

凣

0)

技術的読替えは、政令で定める。外国取扱業者に適用される場合を除く。)」とするほか、必要な第三十三条第二項の規定により適用される第三十八条の二十六(六(外国取扱業者に適用される場合を除く。)、相互承認実施法

技術的読替えは、政令で定める。外国取扱業者に適用される場合を除く。)」とするほか、必要な第三十三条第二項の規定により適用される第三十八条の二十六(六(外国取扱業者に適用される場合を除く。)、相互承認実施法

2	4
J.	
į	-
(傍線部	
線部分は改正部分)	

略)	(略)
ハ〜ト(烙)	ハ〜ト (咯) 号)第三条第一項及び第四条の規定によるもの
	法による国の歳入等の納付に関する法律(令和四年法律第
第百五十一号)第六条第五項の規定による手数料	百五十一号)第六条第五項並びに情報通信技術を利用する方
技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律	術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第
るものを除く。)のうち、同条第五項ただし書及び情報通信	るものを除く。)のうち、同条第五項ただし書、情報通信技
立行政法人自動車技術総合機構及び軽自動車検査協会に納め	立行政法人自動車技術総合機構及び軽自動車検査協会に納め
手数料並びに同条第四項各号に掲げる者の同項の手数料(独	手数料並びに同条第四項各号に掲げる者の同項の手数料(独
の手数料、同条第二項に規定する者の同項及び同条第三項の	の手数料、同条第二項に規定する者の同項及び同条第三項の
七号、第八号又は第十号から第十二号までに掲げる者の同項	七号、第八号又は第十号から第十二号までに掲げる者の同項
ロ 道路運送車両法第百二条第一項第一号から第四号まで、第	ロ 道路運送車両法第百二条第一項第一号から第四号まで、第
イ (略)	イ (略)
一 歳入	一 歳入
る。	る。
2 自動車検査登録勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとす	2 自動車検査登録勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとす
第二百十三条 (略)	第二百十三条 (略)
(歳入及び歳出)	(歳入及び歳出)
現	改正案

_
傍
線
部
分
は
改
Œ.
部
分
_

2 · 3 (略)	<u>`</u>	法律第 号	の納付に関する	する方法	情報通信技術を	(略)	の第四欄に掲げる字	二欄に掲げる規定	げる法律の規定の	第三条 復興庁が廃	(他の法律の適用	附則	改
		第十四条		項	第二条第二	(略)	字句とする。	中同表の第三	適用について	止されるまで	の特例)		正
	又は省令	又は各省	及び各省	ル庁	及びデジタ	(略)		欄に掲げる字	は、同欄に掲	の間における			案
	省令とは、復興庁令又は	省の運用が対しては各のでは、復興庁又は各のでは、	省の実施のである。	庁  	、デジタル庁及	(略)		句は、それぞれ同表	げる法律の同表の第	次の表の第一欄に掲			<b>杀</b>
2 · 3 (略)					(新設)	(略)	の第四欄に掲げ	二欄に掲げる規	げる法律の規定	第三条 復興庁が	(他の法律の適	附則	
					-	(略)	げる字句とする。	定中同	の適用について	. 廃止されるまで	用の特例)		現
						(略)		一欄に掲げる字	ては、同欄に掲	ての間における			4-
						(略)		句は、それぞれ同	げる法律の同表の第	次の表の第一欄に			行